

令和 2 年度

社会福祉協議会 トツプセミナー

令和 3 年

2021 年

1 月 14 日(木)
13:00~16:00



社会福祉法人長野県社会福祉協議会

日 程 表

時 間	内 容
13:00	開 会
13:10	◆行政説明 『地域共生社会の実現と社会福祉法の改正について』 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 課長補佐 國信 綾希 氏
13:50	休 憩(10分)
14:00 (120分)	◆シンポジウム 『ともに創る地域共生・信州～持続可能な地域づくりを目指して～』 【シンポジスト】 ○氷見市社会福祉協議会(富山県) 事務局次長 森脇 俊二 氏 ○長野市社会福祉協議会 まいさぽ長野市 所長 土屋 ゆかり 氏 ○長野県社会福祉協議会 総務企画部 企画グループ 主任 山崎 博之 【コメンテーター】 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 課長補佐 國信 綾希 氏 【コーディネーター】 成城大学 法学部 教授 打越 綾子 氏
16:00	閉 会

『地域共生社会の実現と社会福祉法の改正について』

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 課長補佐 國信 綾希 氏

地域共生社会の推進について

1. 地域共生社会の実現に向けた これまでの検討の経緯

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



2

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

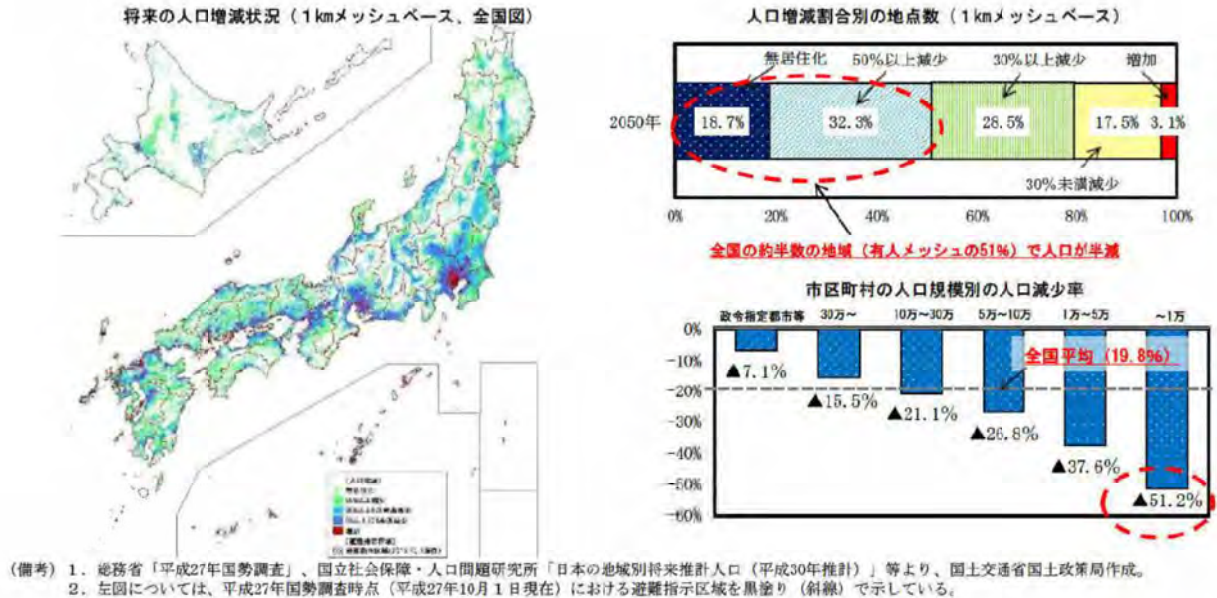
- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

3

高齢化・人口減少の状況①

(第1回検討会資料より)

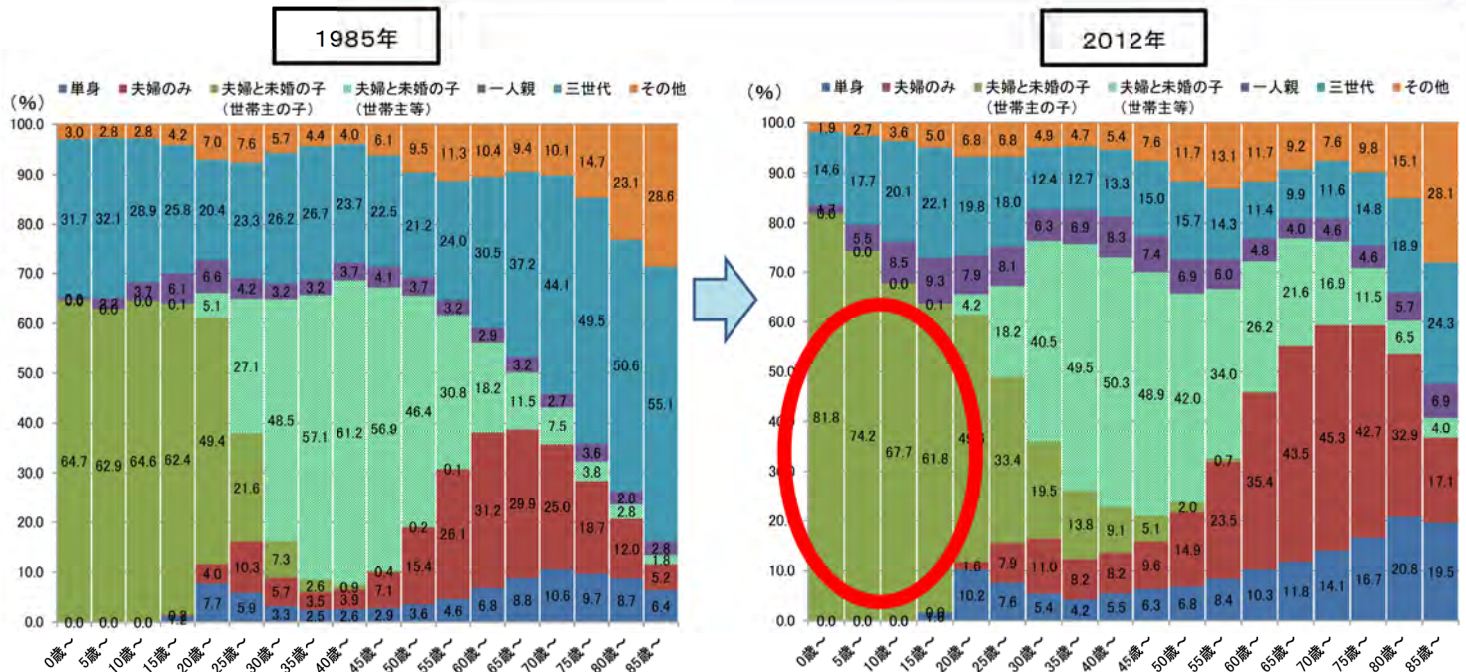
- 2050年には、全国の約半数の地域で人口が50%以上減少。
- 沖縄県等一部地域を除き、人口の増加がみられる地域は都市部に限られる。
- 人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2015年時点の人口が1万人未満の市区町村に居住する人口は、およそ半分に減少する可能性。



7

年齢階級別・世帯構造別の世帯員構成割合

- 年齢階級別・世帯構造別の世帯員構成割合をみると、全体的な傾向として、「三世帯世帯」に属する者の割合が減少している一方、「単身世帯」や「夫婦のみ世帯」、「ひとり親世帯」に属する者の割合が増加している。
- 特に、60歳以上で、「三世帯世帯」に属する者の割合が大きく減少し、「単身世帯」や「夫婦のみ世帯」に属する者の割合が顕著に増加している。
- また、25～49歳で両親と同居する未婚者の割合が顕著に増加している。

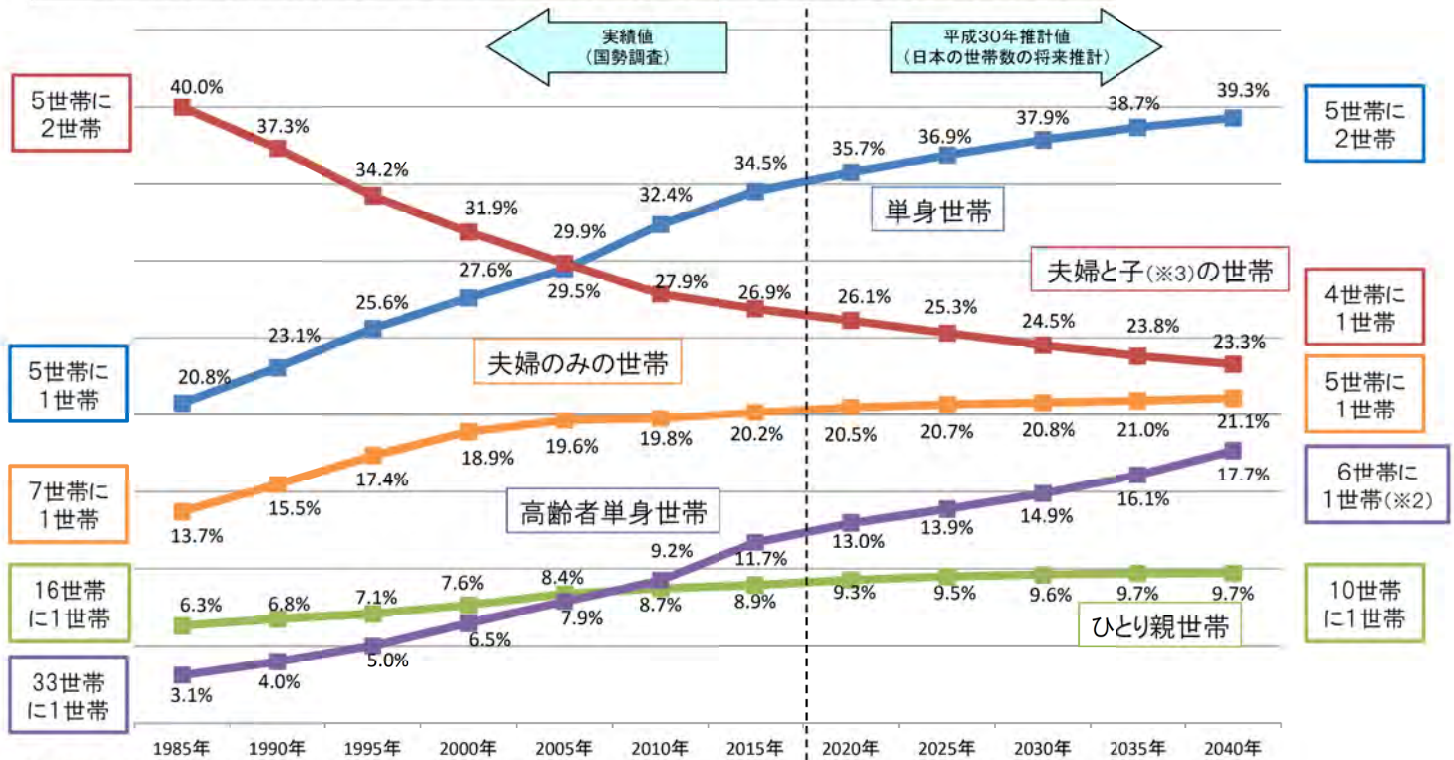


(出典)厚生労働省「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室作成

5

世帯構成の推移と見通し

○ **単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。**
 単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

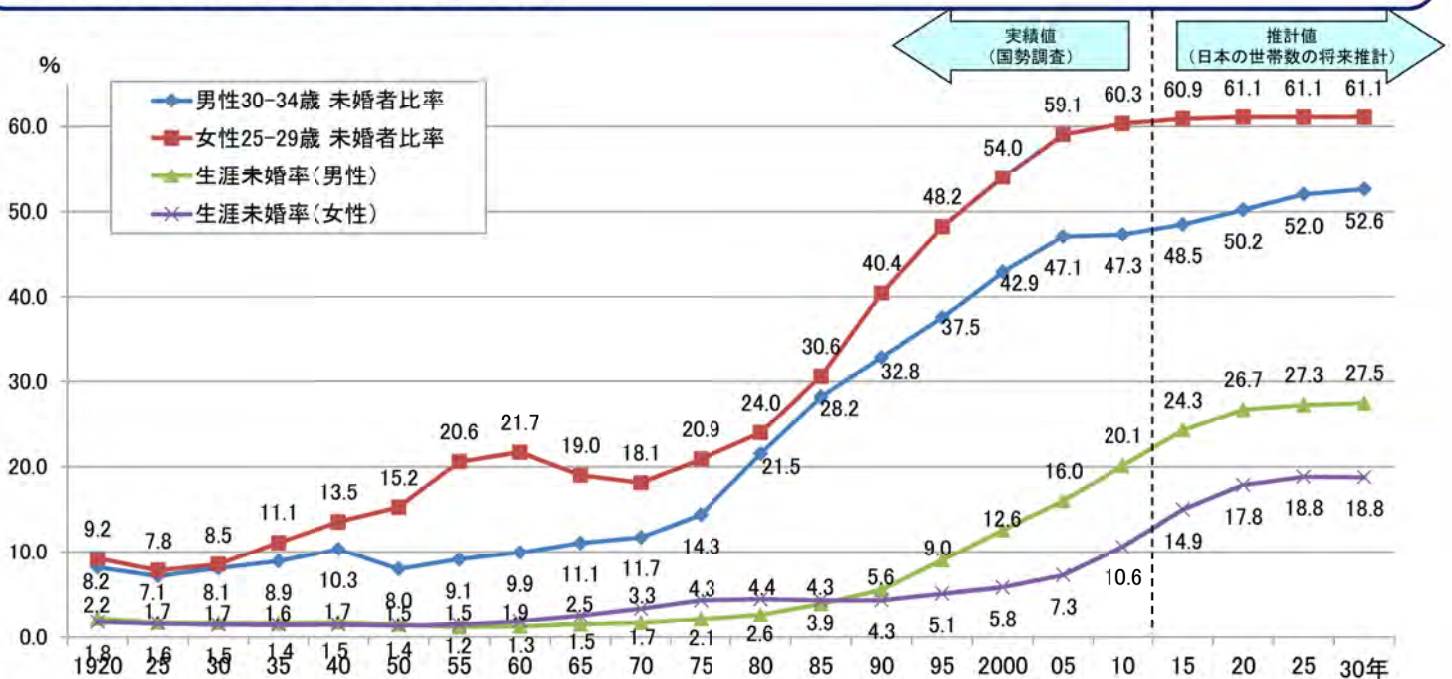
(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

6

生涯未婚率の推移

○ 生涯未婚率は、急速な上昇を続けており、2010年の実績では、男性が約20%、女性が10%強となっている。これが2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれる。

○ このような者は、将来、高齢単身世帯となる可能性が高く、身近な生活上のニーズや孤立等のリスクに脆弱な単身高齢者が今後増加していく可能性が高いと考えられる。



資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

注1: 男性30~34歳未婚率、女性25~29歳未婚率は、2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2: 生涯未婚率は、50歳時点でも結婚をしたことのない人の割合であり、

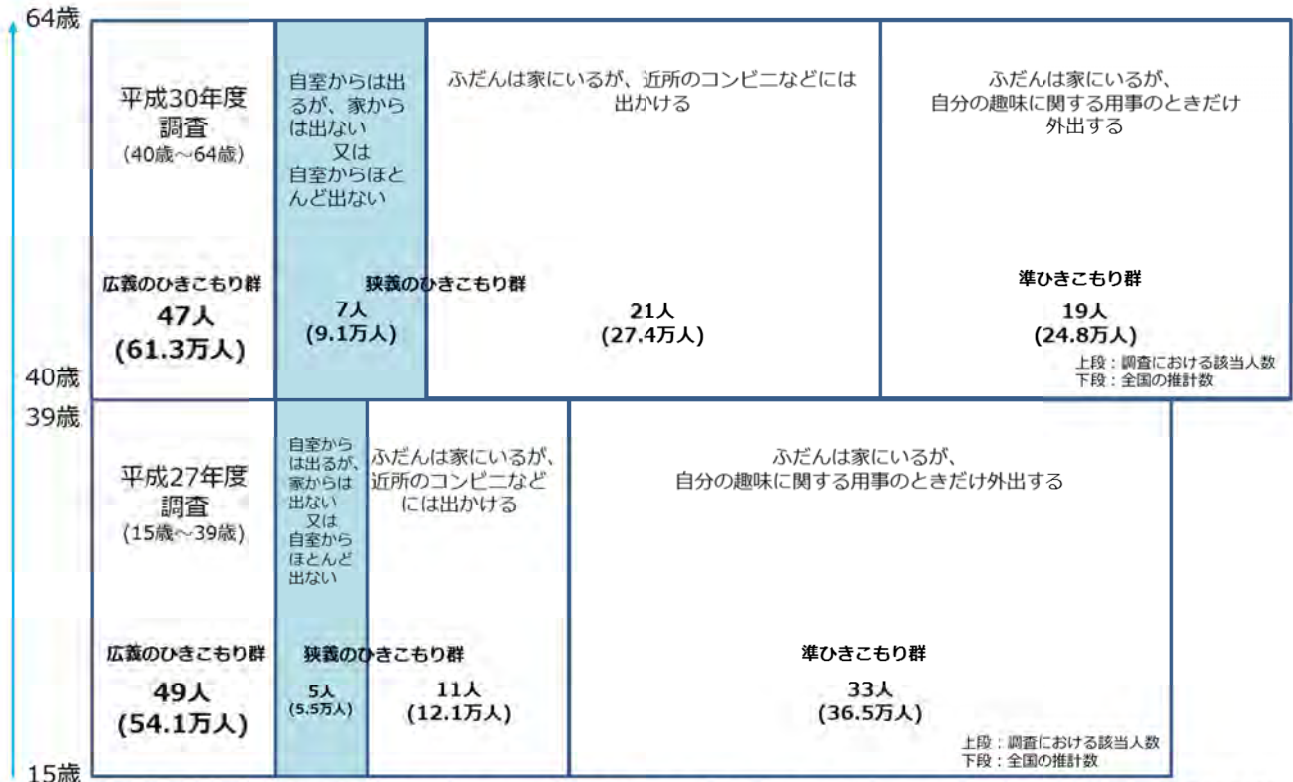
2010年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳~49歳の未婚率と50歳~54歳の未婚率の平均。

5

7

内閣府「生活状況に関する調査」

内閣府が、平成27年度及び平成30年度に実施した「生活状況に関する調査」の結果においては、「ふだんどのくらい外出しますか」という問いに対し、「趣味の用事のときだけ外出する」、「近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答し、かつ、その状態となって6ヶ月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義している。(※平成27年度調査と平成30年度調査では一部定義が異なる。)



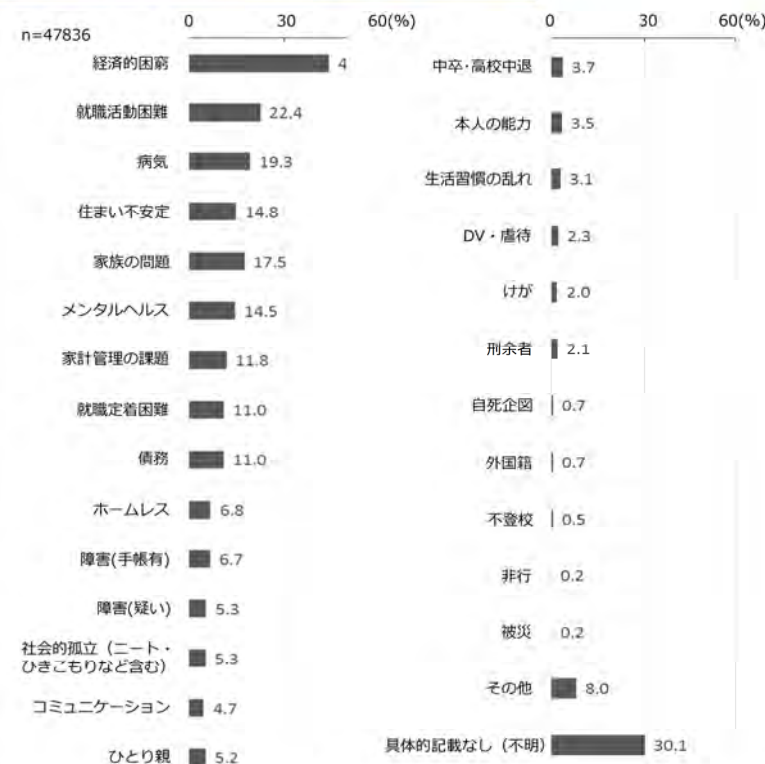
※ H30年度調査結果において、有効回収3,248人(調査対象5,000人)のうち、47人が広義のひきこもり。H27年度調査結果において、有効回収3,115人(調査対象5,000人)のうち、49人が広義のひきこもり。

各制度等における複合的課題等について①
(生活困窮者自立支援制度)

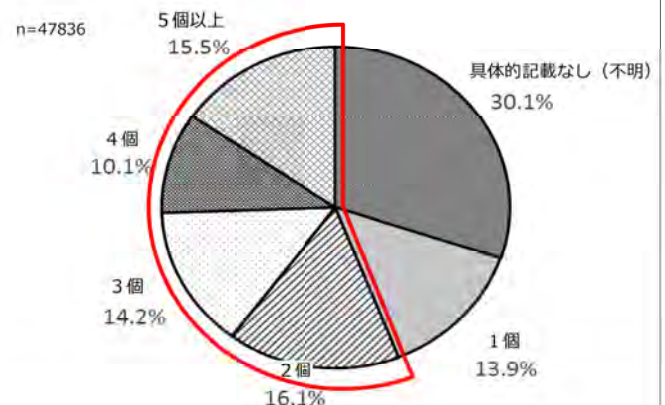
令和元年6月13日
第3回 地域共生社会推進検討会
資料

- 相談に訪れる人の抱える課題は経済的困窮をはじめ、就職活動困難、病気、住まい不安定、家族の問題など多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

各制度等における複合的課題等② (介護保険制度(桑名市地域包括支援センターの調査を例に))

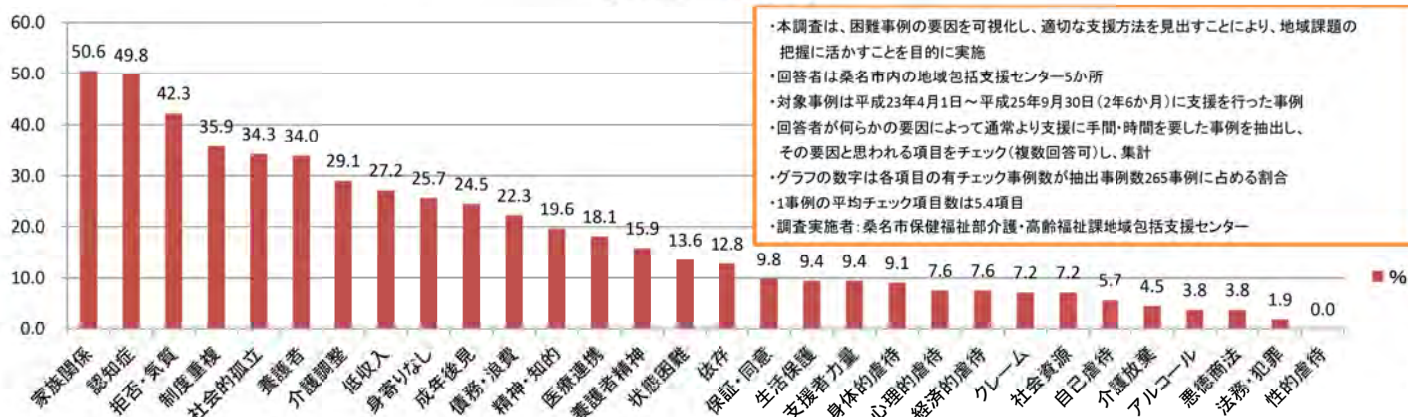
令和元年6月13日
第3回 地域共生社会推進検討会
資料

- 地域包括支援センターにおける困難事例(何らの要因によって通常より支援に手間・時間を要した事例)の要因を調査。
- その調査結果によれば、
 - ① 家族関係、認知症、拒否・気質等多様な要因が挙げられるとともに、
 - ② 1事例あたり平均5.4項目の要因(抽出事例265事例に対し要因項目1,437項目)となっており、複数の要因が複雑に絡み合い、事例への対応をより困難化している状況が見られる。
- また、調査結果から、地域課題として、家族、親族、地域との関係が希薄で支援者の不在の事例が困難化している状況等(※)が見えてきている。

(※)調査結果から見てきた地域課題

①家族、親族、地域との関係が希薄で支援者が不在の事例が困難化している、②支援にあたる家族、親族の不在は、医療同意、身元保証、身元引受で支障をきたしている、③支援にあたる家族、親族の不在に本人や養護者の認知症、精神疾患、拒否・気質等がある、④複数の要因が絡み合って事例をより困難化させている、⑤解決には経済状況の改善、制度の重複利用、法律職との連携等、専門外の支援が必要、⑥通常の支援では経験しない分野の課題、支援担当者が明確でないグレーゾーンの存在、セーフティネット機能の発動、限られた時間での対応等、少数でも難易度の高い事例がある

桑名市における困難事例要因調査結果 ～細分類項目別～ (2013.11.1調査)



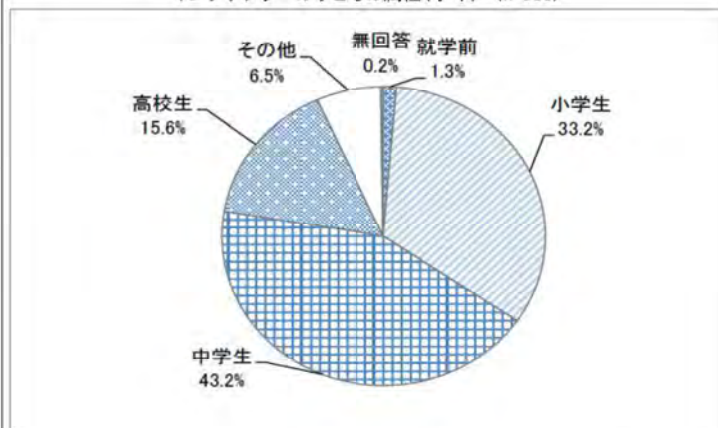
出典:「高齢者世帯の困難事例に関する要因等に関する調査」中間報告書(桑名市地域包括支援センター)

各制度等における複合的課題等③ (子ども分野(ヤングケアラーの調査を例に))

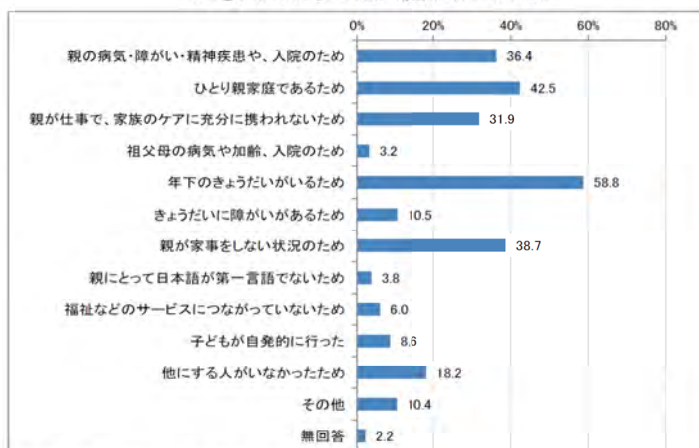
令和元年6月13日
第3回 地域共生社会推進検討会
資料

- 家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話を行う子ども(ヤングケアラー)の実態調査によれば、**就学前の子どもであったり、精神疾患や依存症などの母や父のケアをしている子どもなども見られ、多様な状況がうかがわれる。**
- また、同調査における支援団体からのヒアリング結果によれば、以下のような現状と課題が認識されており、その世帯が孤立化しやすい状況にあるとともに、子どものみならずその世帯全体の課題に対するアプローチが求められている。
 - ・ **子ども自身が声をあげることが難しい。**精神疾患について、社会の理解が進んでいるとは言えない現状もあり、より語れない、**孤立しやすい**
 - ・ 家族構成の把握まではするが、**家族ひとりひとりの状況を把握するまでには至らず、家族のケアまでは考えられていない。**ただ最近では、アウトリーチが少しずつ増え、生活の場が見えてきたので、家族のケアの視点も徐々に広がっているのではないかと感じる
 - ・ 今は、親の支援と子どもの支援が分かれており、連携ができていないと感じている。**ケア対象者の症状の種別に関わらず、教育、医療、保健、福祉等が横断的につながることが必要**である

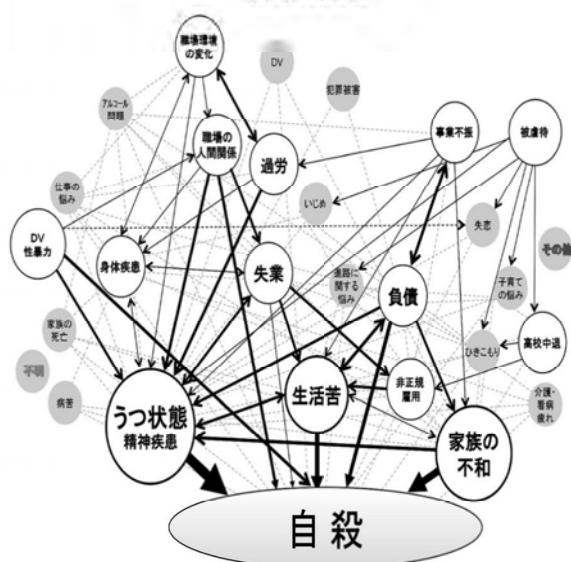
ヤングケアラーの子どもの属性(学年) (n=906)



ケアをすることになった理由(複数回答) (n=906)



- ### 自殺の危機経路



健康問題 (631)

經濟・生活問題 (414)

家庭問題 (354)

勵精問題 (366)

學校問題 (95)

男女問題 (37)

その他

出典：『自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）』

13

「縦割り」と「一方向」の支援

●「タテワリ」と「一方向」

- 個人ごとに異なる**複雑化したニーズ**には答えにくい
- **制度の狭間**の問題
- 「支え手」「受け手」とに分かれ、**本人の持つ力を引き出す**
という発想になりにくい

14

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

15

伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様な複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

地域住民の気にかける関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。



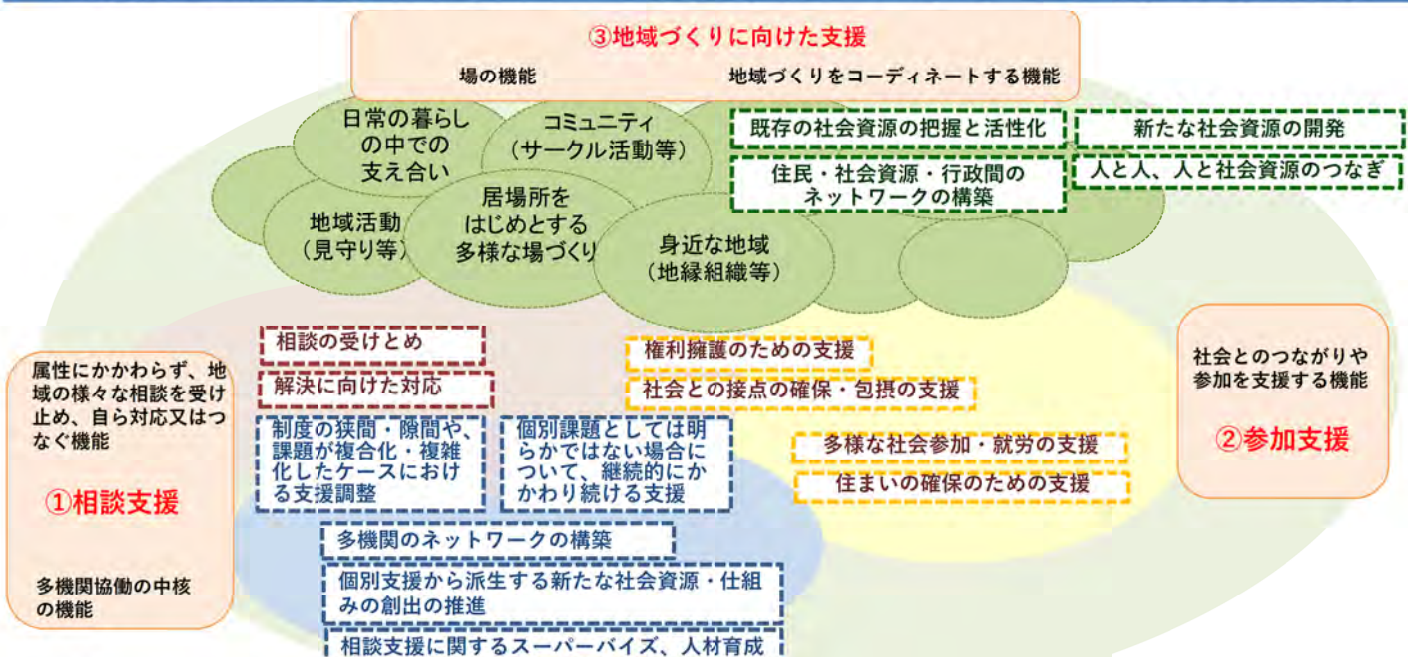
セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人のつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

16

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



17

相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

市町村域等

(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

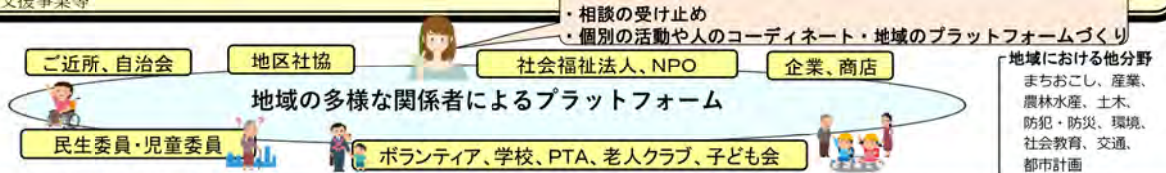
◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

新

◆地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)

- ※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げの事業(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営



(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

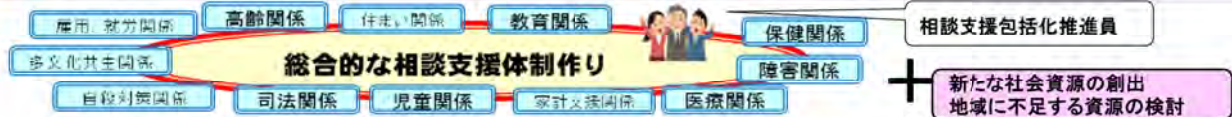
◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

新

◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施(取組例) 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

18

令和2年度 地域共生モデル事業実施自治体

279自治体が実施予定【市区町村252自治体(新規66)、都県27自治体(新規9)】

都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数
北海道	小樽市	新規	新潟県	栃木県	3	新潟県	新潟県	3	三重県	三重県	新規	和歌山県	和歌山県	3
	釧路市	5		栃木市	5		村上市	2		伊勢市	4		湯浅町	新規
	京極町	3		小山市	新規		佐渡市	2		桑名市	4		和歌山市	2
	妹背牛町	2		さくら市	新規		胎内市	3		名張市	5		鳥取県	3
	鹿角町	3		越前市	3		関川村	2		亀山市	3		米子市	2
	津別町	3		市見町	5		新潟市	4		鳥羽市	3		倉吉市	新規
	広尾町	4		野木町	2		富山県	新規		いなべ市	4		八頭町	2
	音威子府村	4		高根沢町	3		富山県	氷見市		5	伊賀市		5	湯梨浜町
札幌市	4	札幌市	3	富山市	3	御浜町		4	琴浦町	5				
青森県	4	埼玉県	3	石川県	石川県	新規		益賀県	新規	鳥取県	北栄町	3		
平内町	新規	狭山市	4		能美市	4		彦根市	4		出雲市	新規		
今別町	2	草加市	3		野々市市	新規		長浜市	3		大田市	3		
蓮田村	2	和光市	2		金沢市	3		近江八幡市	2		松江市	4		
外ヶ浜町	2	日高市	2		福井県	福井県		2	草津市		2	美作市	3	
鯉ヶ沢町	3	ふじみ野市	2			越前市		2	守山市		新規	西栗倉村	新規	
西目屋村	新規	川島町	3			坂井市	4	甲賀市	3		岡山市	3		
藤岡町	新規	福山市	4			美浜町	新規	野洲市	4		倉敷市	4		
大崎町	新規	さいたま市	新規	山梨県		高島市	2	高島市	2	広島県	新規			
田舎館村	新規	木更津市	2			長野県	3	東近江市	4	尾道市	新規			
板柳町	新規	松戸市	3			伊那市	4	米原市	4	大竹市	2			
遠野市	4	八千代市	2			飯山市	新規	竜王町	2	東広島市	新規			
岩手県	矢巾町	5	千歳県		鶴川市	5	長野県	原村	4	京都府	長岡京市	3		
	岩泉町	4			浦安市	2		朝日村	4		京田辺市	3		
	盛岡市	5			柏市	新規		富士見町	3		精華町	4		
	石巻市	2			千葉市	4		木島平村	2		京都市	2		
	東松島市	2		東京都	3	小布施町		2	池田市		4			
	涌谷町	2		文京区	2	山形市		新規	高石市		4			
	仙台市	4		墨田区	4	長野市		新規	大阪狭山市		2			
	湯沢市	5		世田谷区	5	岐阜県		岐阜県	2		大阪府	飯南町	新規	
秋田県	鹿角市	新規	中野区	2	大垣市		新規	熊取町	新規					
	井川町	3	杉並区	3	関市		3	太子町	2					
	大淵村	5	豊島区	2	美濃加茂市		新規	大坂市	4					
	山形県	新規	鎌倉区	新規	岐阜市		新規	豊中市	5					
	天童市	3	中央区	新規	静岡県		新規	高槻市	2					
	山形市	5	江戸川区	5	小山市		新規	芦屋市	4					
	福島県	須賀川市	2	東京都	立川市		新規	吉田町	4	大阪府		たつの市	4	
		郡山市	4		三鷹市	新規	浜松市	2	宝塚市		3			
上浦市		3	調布市		3	愛知県	2	川西市	新規					
古河市		2	小金井市		新規	長久手市	4	加東市	3					
ひたちなか市		4	日野市		2	阿久比町	新規	多可町	新規					
那珂市		2	国分寺市		2	東浦町	4	姫路市	2					
東海村		5	国立市		4	名古屋市	2	明石市	3					
群馬県		群馬県	2		東京都	柏江市	3	静岡県	豊橋市		新規	奈良県	奈良県	2
	館林市	新規	多摩市	新規		岡崎市	3		桜井市	4				
	渋川市	新規	西東京市	新規		八王子市	3		田原町	2				
	みなかみ町	新規	藤沢市	4		豊田市	4		王寺町	4				
	玉村町	3	小田原市	4		奈良県	吉野町		新規	福岡県	吉野町		新規	
	千代田町	新規	茅ヶ崎市	2			高取町		新規		高取町		新規	
			逗子市	新規			奈良市		3		岡垣町		3	
			横浜市	新規							福岡市		新規	

※ は、都県

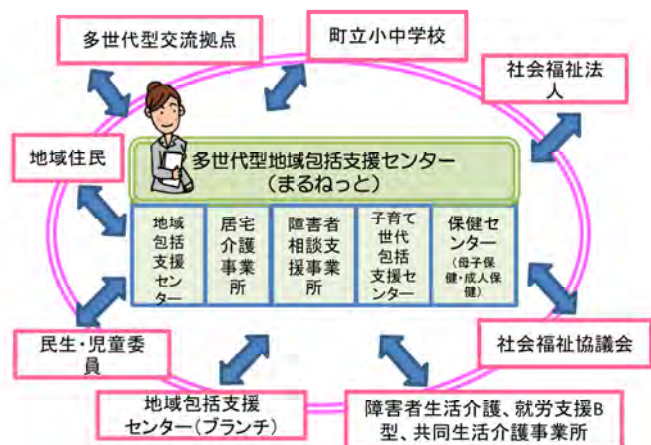
19

※ は、都県

19

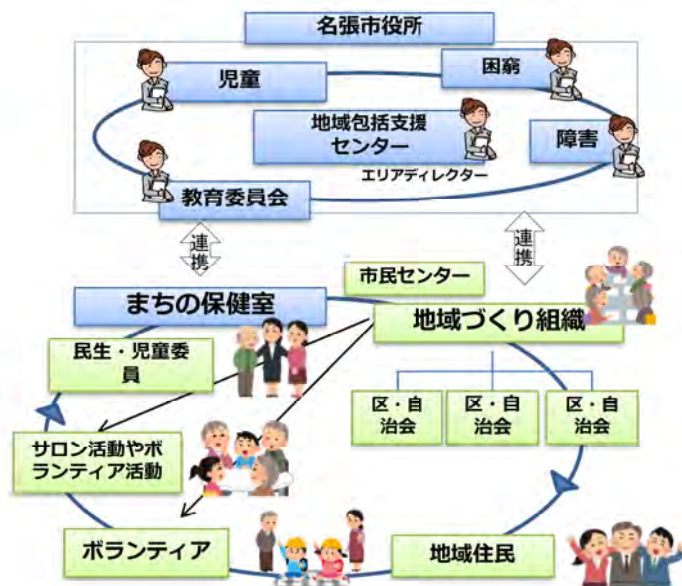
秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



20

モデル事業の効果 -1

- 各市町村から様々な**モデル事業の効果**が挙げられている
- 各分野が連携して取り組む重層的支援体制整備事業を実施する際も、同様の効果が期待できるものと考えられる。

➤ 職員の意識変化が生じた・意識が高まった

- ・相談がないケースに対してアウトリーチや自立相談支援の周知等支援者側からの働きかけが必要との認識
- ・「対応する制度がないから対応しない」ではなく、まずは受け止め・関わりをつくること重要という姿勢に変わった
- ・世帯全体の課題を捉えようとする視点に変わった
- ・町全体の課題として考え、課題解決に向き合うようになった
- ・多機関で検討しようという意識に変わった
- ・多職種で解決することを考えるようになった
- ・各課の事業が見える化され、後方支援を行う意識ができた
- ・縦割り意識が少なくなった

➤ 相談件数・支援件数の増加

- ・窓口を設置することにより、相談があがってくるようになった

➤ 世帯として課題を抱えているケースの顕在化

- ・分野ごとの業務紹介・事例検討の実施により複合的な課題を抱える世帯の存在・実態がわかるようになった

➤ 連携会議が設置・開催された

- ・複合的な課題を有するケースに対する支援会議が開催されるようになった
- ・定期的な情報交換会を開催
- ・地域共生ケース会議を設置し、ケースのまとめ役を置く形とした

21

モデル事業の効果 -2

➤ 分野（部署、専門性）を超えた連携ができるようになった

- ・教育と福祉の連携により課題を共有できた
- ・エリアディレクター会議を中心に、教育委員会と福祉部の情報共有が進んだ
- ・（分野を超えた）担当者同士のつながりができた
- ・社協が中心となることで縦割りの弊害がなく、途切れない支援体制が構築できた
- ・既存の相談機関が把握していた複合問題ケースについてのつながりが増えた
- ・相談支援機関からの相談・照会が増えた
- ・個別ケース会議の開催・参加への協力が得られやすくなった
- ・在宅福祉系連携会議により連携が活性化し、情報共有が進んだ
- ・関係機関の役割分担が明らかになった
- ・研修（会）の開催につながった
- ・支援困難事例を適切な支援につなげることができた
- ・課題解決の方向性が確認できた、SVの助言により支援が円滑に進んだ
- ・企業・団体等とともに職業体験ができる場「こえる場！」の開拓をはじめた

➤ 副次的な効果

- ・職場の雰囲気ようになった
- ・他分野の政策（公共交通、住宅等）に福祉部門の意見が求められるようになった
- ・地域の互助組織ができた／交流が増えた
 - * 地域の住民同士の互助組織「おすそわけ隊」が発足した
 - * 防災となり組や集落活動センター・あったかふれあいセンター等の地域の拠点施設やその職員との交流が増えた

※ モデル事業の効果とともに、課題として挙げられてもの

- ・会議が増加した
- ・対応が進むまで、担当課が抱える案件が増えてしまう
- ・解決に至らず、見守り継続等の対応となる案件が増えてしまう／どこまで関わるべきかがわからない

22

モデル事業の効果 -3

●モデル事業の実施によって対応できるようになったケースとして挙げられた具体例（一例）

- ・手帳を有していない精神障がい者などがある世帯で家族の支援が得られないケース
- ・8050問題
- ・ひきこもり状態にある方・社会的孤立のケース
- ・相談がないケースに対してアウトリーチや自立相談支援の周知等支援者側からの働きかけができた
- ・本人の同意がなかなかとれないケース、SOSの発信がないケース
- ・認知症初期の方々
- ・認知症本人ミーティングを立ち上げ、本人の声を聞ける場をつくったことで柔軟性が増した
- ・離婚、DV等含む家庭内不和に関する相談
- ・ごみ屋敷の相談
- ・アルコール問題を有しているケース
- ・親亡き後の障害者ケース

23

A町	・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 ⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。
B市	・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高年齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ・ 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査を実施</u>。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 ⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金がかかっているため実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。
C市	・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 ⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっていない職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。

24

地域共生社会の実現（令和3年4月1日施行）

○地域住民が抱える課題が**複雑化・複合化（8050世帯、ダブルケア等）**。

▼高齢、子ども、障害等の属性別の従来の支援体制→**複合課題や狭間のニーズへの対応が困難**。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動き

→各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

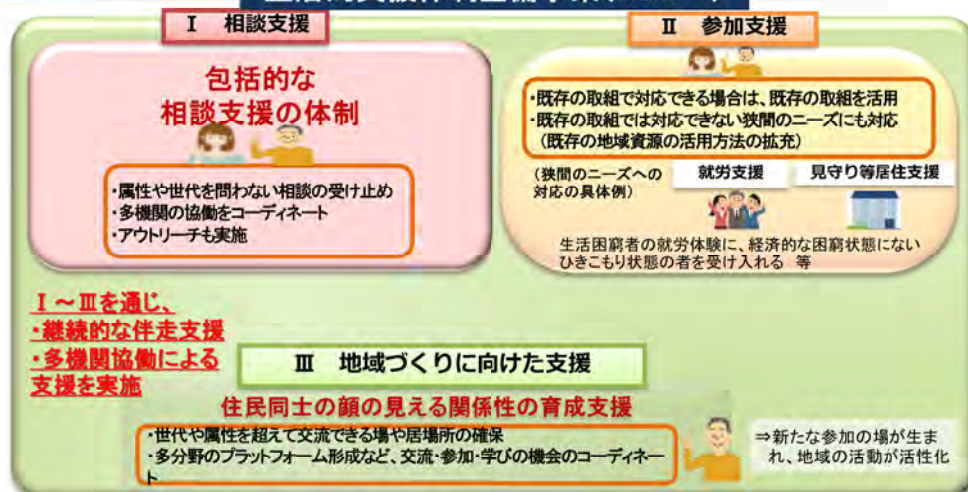
社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○新たな事業は実施を希望する**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

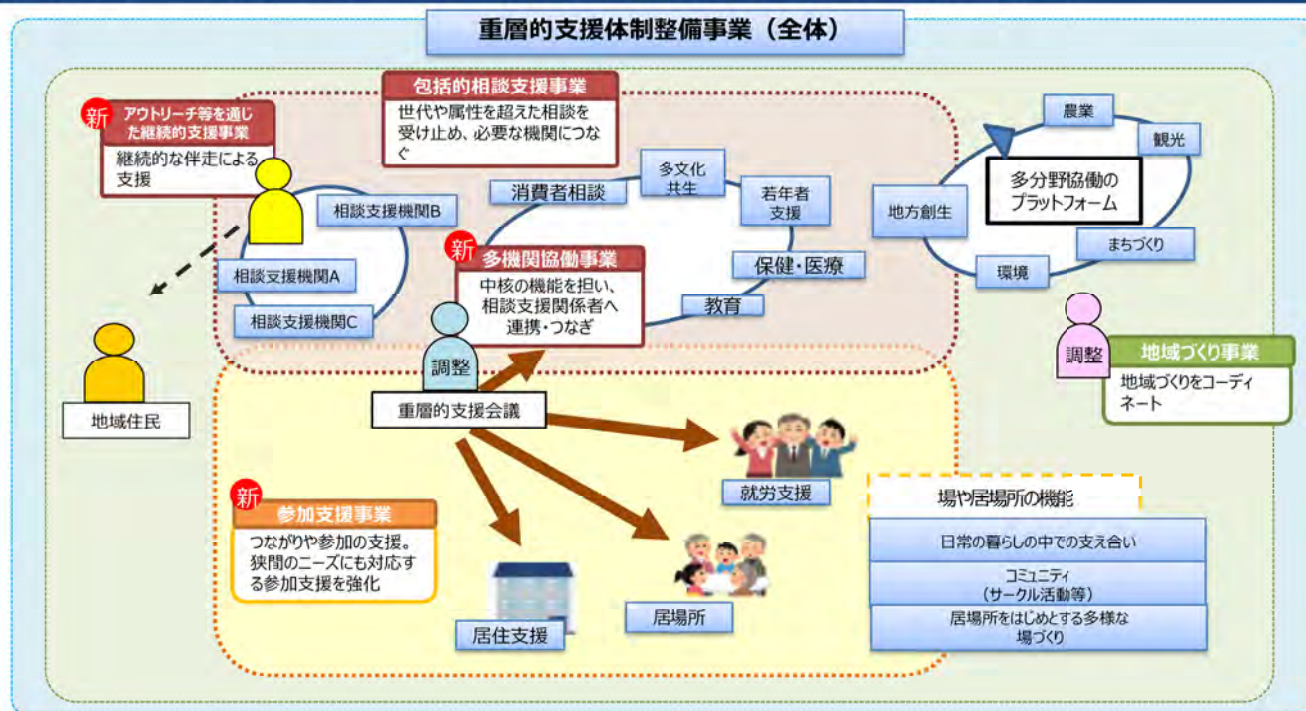
重層的支援体制整備事業（R3.4～）



25

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



26

重層的支援体制整備事業について(社会福祉法第106条の4第2項)

参考

○重層的支援体制整備事業の内容

- ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号に規定。
- ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。市町村の中でこれらを一体的に実施。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(※通いの場を想定)
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成(※)	新

(注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の財政支援について

- 重層的支援体制整備事業に要する費用を各制度間で機械的・合理的に按分し、按分額に各制度のルールを適用し交付。
- 交付されたのちの市町村における分野間の配分は問わない。
- 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持（困窮者支援は負担金）。
- 高齢者支援の費用相当には介護保険料も活用対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れる。

新たな事業の実施市町村

市町村介護保険特別会計

<対象事業>

- 地域包括支援センター運営費分
- 生活支援体制整備事業費分
一号保険料 23 /100
- 一般介護予防事業のうち
厚生労働大臣が定めるものの費用分
一号保険料 23 /100
二号保険料 27 /100

繰入れ

市町村一般会計

新たな事業分

(介護、障害、子育て、困窮
+新規機能分)

国からの交付

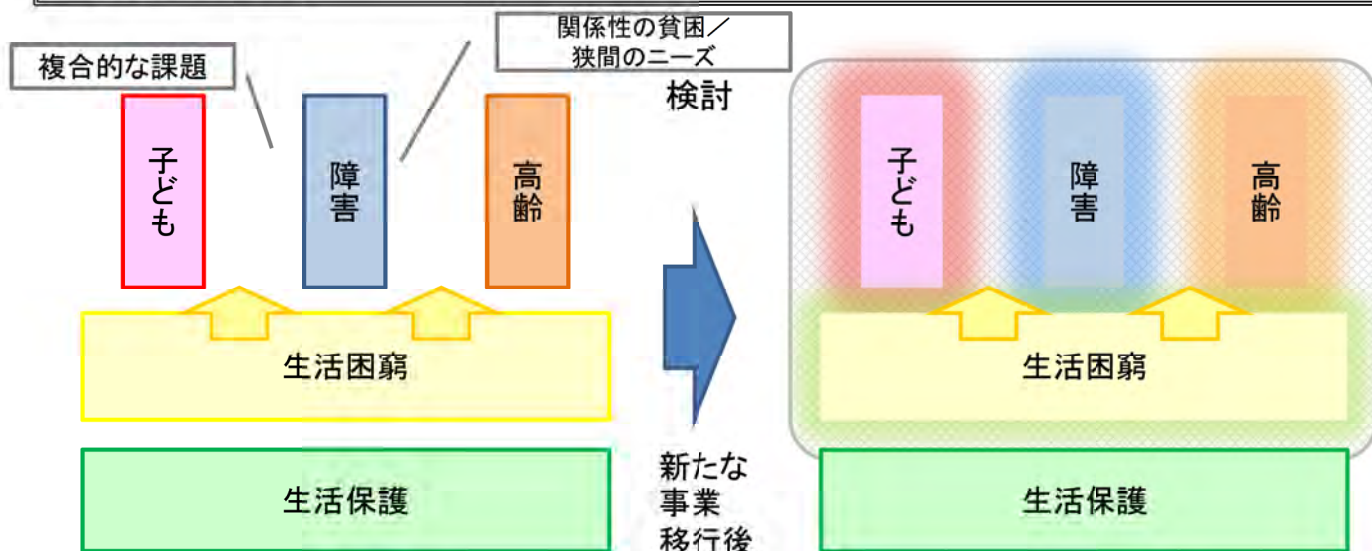
都道府県からの交付

他の介護保険事業分

28

重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



29

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
 - ・ **各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用**される。
- **各事業は委託による実施も可能。**
 - ・ 同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

30

重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築

◆ 体制構築の進め方：各自治体の実情に応じて構築する

- 各市町村において、どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- 事業実施にあたっては、**庁内の関係部局とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること**等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図ることが求められる。
- そのため、体制構築に関する基本的な考え方や進め方を以下で整理している。
- 体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、**地域の実情に応じて構築されるべき**ものであり、この資料で整理している具体的な進め方や体制の事例はあくまで一例であり、関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組を進めることが重要である。
- また、体制構築後も、支援体制全体の状況を把握し、より適切な体制への見直しを行っていくことも必要となる。

31

重層的支援体制整備事業の実施に当たっての考え方

各自治体の状況

- これまでのモデル事業の実績をみると、自治体によって、**庁内の体制構築の進捗や既存事業の支援スキルのレベルには差異がみられる。**
- **また、これらの違いにより、自治体ごとに各事業所の支援対象者の考え方や、支援関係機関が有する支援困難事例の状況等にも相違がある。**

A市職員



うちの自治体では、支援関係機関同士の連携や情報共有の仕組みが十分に機能していない。

B市職員



うちの自治体では、各支援関係機関が認識する支援対象者の考え方が限定的。そのために、相談者の受け止めが十分にできていない。

C市職員



うちの自治体では、特定の支援関係機関に難しい支援事例が集まっている。

体制整備に当たって求められる取組

- 重層的支援体制整備事業の実施にあつては、**自治体内の支援機関の業務の棚卸しやケースの振り返りを行い、「抜け漏れている支援対象者」や「対応できていないケース」などを整理**することが求められる。
- これらを整理することによって、
 - ・重層的支援体制整備事業が対象とする相談者像
 - ・既存事業と重層的支援体制整備事業の役割分担
 - ・重層的支援体制整備事業の支援の範囲
 - ・重層的支援会議の対象者や検討ケースの範囲
 などが自治体内で整理されていくことが想定される。
- また、**業務や支援の棚卸しを通じて、既存事業が担う支援の範囲と、重層的支援体制整備事業が担う支援の範囲等について、関係者間で合意形成を図っていく**ことが求められる。

32

包括的な支援体制の整備における体制変化

①三重県 名張市

- 当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。
→ 複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなかった。
- 現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野ともに対応する必要がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関を集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。



②福井県坂井市

- 当初：各相談支援機関で対応できない複合的な課題を抱える相談、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け付け、ワンストップで対応する体制
- 現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーターに位置付け、連携して支援方針を検討、対応する体制。

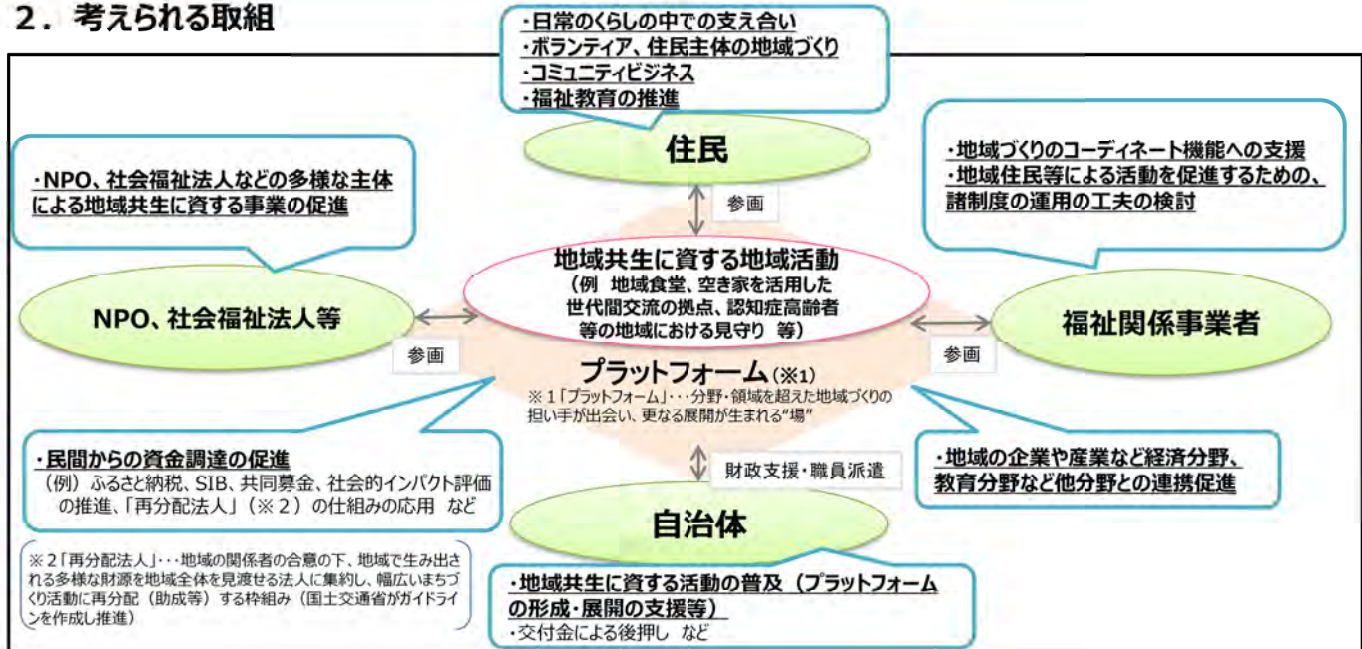


33

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

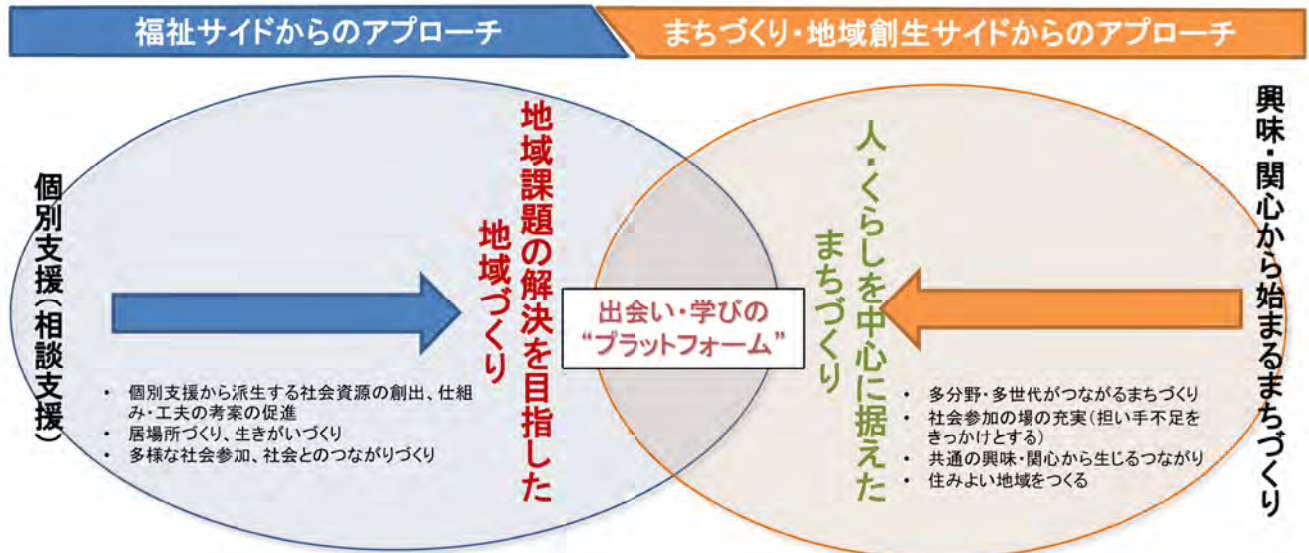
2. 考えられる取組



36

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉(他者の幸せ)へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。



37

さまざまな分野で地域のつながりや循環を意識した施策が提唱され始めている

- 地域循環共生圏（環境省）
- まちづくり会社、都市再生推進法人（国土交通省）
- ・自治体戦略2040・自治体のプラットフォームとしての期待（総務省）
- ・新しい農村政策のあり方に関する検討・地域づくりコーディネーターの養成（農林水産省）

38

参考資料

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

40

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

- 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。
 - ・ 介護保険制度の地域支援事業
 - ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
 - ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
 - ・ 健康増進事業
 - ・ その他の国庫補助事業
 - ・ 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

- 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。
- その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

41

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動（大阪府豊中市）

自治体概要※

人口 398,479

面積 36.60km²

小学校数* 41

中学校数* 18

※2019年4月1日現在

*市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」（地域住民が活動の中心）において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会（生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける）のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施



豊中あぐり

◎豊中あぐり（新たな担い手の育成）

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進（中高年男性中心）し、地域福祉の担い手づくりを目指す

◎福祉なんでも相談窓口（地域福祉の活動拠点）

- ボランティア（校区福祉委員、民生・児童委員）がどのような相談でも受け止める。

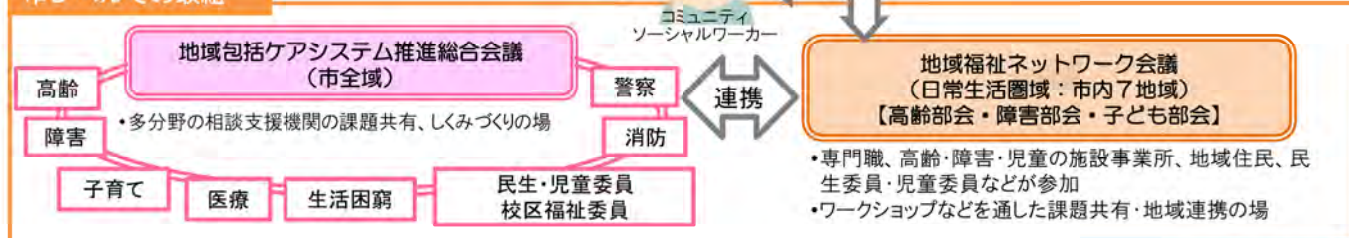
◎CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ（ローラー作戦）

市レベルでの取組

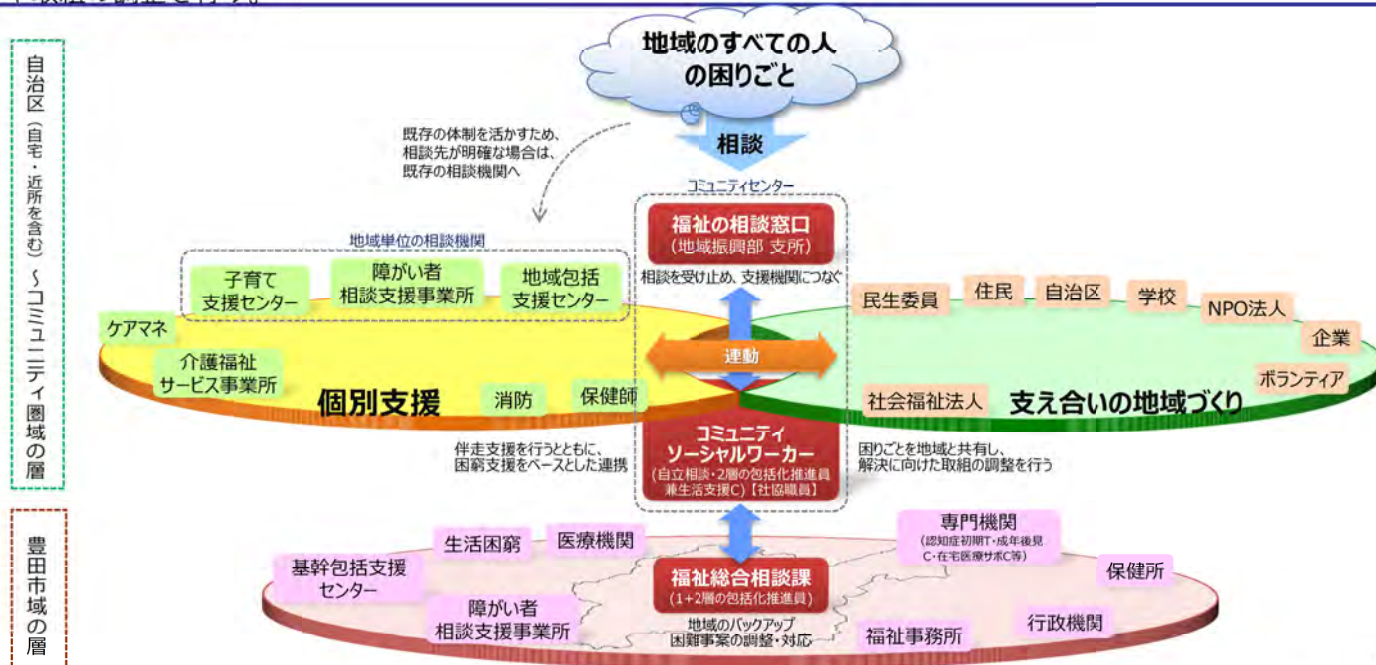


作成：厚生労働省42

地域共生社会モデル事業例（愛知県 豊田市）

身近な地域での相談の受け止めから、「個別支援」と「支え合いの地域づくり」の連動による包括的な支援につなげる体制

- 「個別支援」においては、既存制度・サービスだけでは住民の「福祉ニーズ」の解決に至らないことも多いため、「支え合いの地域づくり」から生み出されるインフォーマルな支援と、それを生み出す動きが一連で行われる仕組みの構築を進める。
- 住民にとって、身近な地域での窓口である支所（福祉だけでなく地域づくりセクション）が相談を受け止め、適切な支援機関につなげる。
- コミュニティソーシャルワーカー（社協職員）と市・福祉総合相談課が、それぞれの得意分野を活かしながら、支援や取組の調整を行う。



栃木県における社会福祉法人等による公益的取組の促進

- 栃木県では、県内の社会福祉法人やNPO法人等による、地域のニーズに応じた創意工夫ある福祉サービスや支え合い・助け合い活動を促進するため、**法人の取組事例を募集し、フォーラムにて優良取組事例の発表をするとともに表彰**を行っている。
- また、**法人の取組事例集を作成・見える化し、県内の市町及び法人等へ配布・横展開**することで法人等の取組促進を図っている。



44

◆改正社会福祉法(令和3年4月1日施行) 条文解説(抜粋)

◆施行に向けたスケジュール

45

○地域福祉推進の理念

※下線部は、今回の改正・新設部分

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立 その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

○地域共生社会の実現に向けた新たな法定事業となる重層的支援体制整備事業（新設第106条の4）を創設することを契機とし、福祉関係分野の上位法である社会福祉法において、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像（理念）として、「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」を規定する。

○国、地方自治体の責務

※下線部は、今回の改正・新設部分

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。（新設）

○国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備に当たって、保健医療、労働、教育、住まい、地域経済など地域再生など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性を規定

○重層的支援体制整備事業など各市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みが適正・円滑に行われるよう、国・都道府県による助言など後方支援の責務を規定

○重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業

※条全体が今回新設

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

相談支援

48

改正社会福祉法（第106条の4）② 【令和3年4月施行予定】

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

新参加支援

地域づくりに向けた支援

3つの支援の関係性（①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）

○①から③の事業については、相互に関連して地域住民を支える重層的なセーフティネットとして効果を有する。例えば、

・①と③については、地域住民同士の交流の促進により、個人・その世帯や地域が抱える課題に対する住民の気づきが生まれ、相談支援へ早期に繋がりがやすくなる

・①と②・③については、相談支援で浮かび上がった個人のニーズに対して、②・③において開拓された地域資源によって多様な支援が可能となる

- 新** アウトリーチ等を通じた継続的支援
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 新** 多機関協働
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 新** 支援プランの作成
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3～5 (略)

106条の3と106条の4の関係性

- 106条の3は、全ての市町村に対し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を努力義務として規定するものであり、その具体化は地域共生のモデル事業や各法を根拠とした事業間の連携を通じた市町村の創意工夫により図られている。
- 対して新設する106条の4は、106条の3の包括的な支援体制整備の具体化のための新たな手法として、第1号から第5号までの機能を一体的に備える法定事業を定義するものであり、続く106条の8及び106条の9において、介護、障害、子ども、生活困窮の分野からの財源拠出等の財政支援を定め、当該事業の実施を促進している。

○地域福祉計画の記載事項

※下線部は、今回の改正・新設部分

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※都道府県地域福祉支援計画（第108条）についても基本的に同様の改正

- 国及び地方自治体の責務（第6条第2項）の改正にも表れているように、各市町村において包括的な支援体制の整備に向けた議論と取組を一層進めるため、地域福祉計画の記載事項とする。